

随意契約理由書及び比較見積り省略理由書

工事名称： 下荘漁港海岸 門扉等遠隔監視設備工事

大阪港湾局及び関連市町に設置されている水門等遠隔監視システムは、津波・高潮時に府民の生命・財産を守る水門・樋門・門扉の状態を確認するために、非常に重要な役目を果たす設備です。本工事は、対象とする門扉等の状態を、既設の水門等遠隔監視システムに表示させるものであります。

既設の水門等遠隔監視システムは、大阪港湾局及び関連市町に設置している親局装置と、水門・樋門・門扉に設置している子局装置との接続方法、データ伝送に伴う信号処理方法、電氣的条件等の細部構造システム等について、製作者固有又は独自に開発設計した技術が採用され、要求性能を満足するよう製作されています。

そのため、新たに子局装置を増設する際には、既設親局装置との接続を前提としたシステム設計及び子局装置の製作能力が求められます。また現地据付の完了後には、既設親局装置を含めた遠隔監視システム全体としての機能動作確認を行う必要があります。

従って、本工事を施工するにあたっては、既設システムの機能や構造の細部にまで精通していることが必要であり、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該システムの設計・製作・据付を実施した三菱電機株式会社以外にいないため、同社関西支社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきところであるが、本件は上述のとおり、三菱電機株式会社関西支社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略するものです。